

議会運営委員会委員長中間報告（諮問事項関係）

令和7年6月13日

本委員会は、議長が掲げる「注目される議会」の実現に向けての活動指針「議員活動の検証と更なる見える化」「議会活動におけるコンプライアンスの創設」についての諮問を受け、これまで12回にわたり委員会を開催し、議論を重ねてまいりました。

今回は、委員会で共有し、全員協議会で確認された取組と、現在、協議進行中であるコンプライアンスに関する条例案について、中間報告をさせていただきます。

まずは、諮問事項1「議員活動の検証と更なる見える化」であります。

これに係る具体的な項目「これまでの取組の検証と課題について」ですが、平成22年度の議会基本条例制定以降、平成28年度に初めて各会派において議会基本条例の全条文に掲げている目標や活動等の達成度を4段階で、それぞれ客観的に評価を行い、平成30年度には、この評価検証の取組について、有識者による外部評価を受けました。その結果、市民福祉の向上及び市勢の伸展のために、議員として、議会として、これまでどのような取組をしてきたかを検証する必要があると指摘されたことはご承知のとおりです。これに応える形として令和5年度に、議員として任期中に選挙時に市民に約束した、いわゆる選挙公約の実現に向けた議員活動を「情報共有」「住民参画」「機能強化」の視点から、また、議会基本条例第3章「市民との関係」から第6章「委員会の活動」までに掲げる目標達成に向けての議会活動の評価検証を行いました。

しかしながら、議員活動は、個人の主観的な評価検証とし、議会活動は会派による客観的な評価検証と位置付けていたものの、取組の趣旨の共有が不十分であったこと、また、その仕組みも複雑過ぎていたことから、個々に温度差が見られ、期待していた評価検証はおろか、次の目標設定に繋がらない状態の中で取組を終えてしまったことが大きな課題であると整理しました。

続いて、取組の見える化としての「説明責任が果たせる情報提供ツールの作成

について」であります。

これまでの評価検証の総括や今回の新たな仕組みづくりに向けての議論の中では、議員個人の活動の評価検証が必要なのか、公表することが市民に対する説明責任を果たすことになるのか、さらには、公表が誹謗中傷を助長することになるかもしれないといった意見もありました。ただ、我々の最高規範である議会基本条例第4条、議員の活動原則には「選挙によって選ばれた市民の代表であることを自覚」と掲げており、個々が選挙で市民に約束した公約の実現に向けて、個人の評価ではなく、成果如何に捉われることなく、どのように取り組んできたかを検証する仕組みが必要ではないのか。さらには、自らが活動を主観的に検証することで、見えてくる課題から次の活動目標の設定を行う仕組み「議員活動のPDCAサイクル」にも繋がるとの確認に至りました。あわせて、令和3年の議員定数の検討時に実施した市民アンケートにあった「議員の公約に対する活動が見えない」などの厳しい意見に対する、我々としての責務を果たすものであるとの確認もしています。

この度の「議員活動自己検証シート（公約の取組）」が完成形だとは考えていません。このことを継続して取り組むことで、改善が必要な部分や見直す内容も見えてくると考えています。引き続きあらゆる角度からの指摘や意見を参考に、より良い意義ある取組となるよう今後も協議を重ねてまいります。

なお、既に委員会でも周知していますが、この検証結果を今月中には市のホームページ上で公開する予定としています。

次に、二つ目の項目である「議会活動におけるコンプライアンスの創設」について、現在、二つの条例制定に向けての取組状況を報告致します。

この条例制定に向けた調査研究を議長が諮問された背景には、昨今の全国的な議員の不祥事などを受け、令和5年4月に地方議会の役割や議員の職務等を明確にした地方自治法第89条の改正があります。また、国政選挙における公職選挙法違反事件のように、議員が逮捕・勾留され、議員活動ができない状況や疾病等で長期欠席した状況においても報酬が支払われることに、疑問や批判の声が上が

り、こうした事案に対応するために、報酬の減額や支給停止を可能とする条例を制定する議会が増えてきていることがあげられます。このことを受け、委員会では、議員の責務と政治倫理基準等を規定する条例と議員が会議等を連続して長期に欠席をした場合における議員報酬及び期末手当の支給についての特例を規定する条例の発議に向けての手続きを進めているところです。その主たる内容は、議員の政治倫理基準を定めることで、それに対する違反について、市民又は議員から審査請求があった場合、議長は議会運営委員会にその適否を諮り、請求が相当とされた場合は、特別委員会を設置し、違反行為の存否について審査することになります。違反が確認されれば、議会は市民の信頼を回復するために必要な措置を講じ、それを公表するものであります。

また、議員の長期欠席等に係る議員報酬等の特例に関する条例については、まず大前提として、議員には、召集に応じ会議に出席すべきことが法律上要求されています。

よって、議員が疾病等、何らかの理由で連続して90日を超える欠席をすれば、議員報酬等を20パーセント減額します。さらに1年を超えると支給は無くなります。もちろん、公務上の災害、本人の出産、被災等による欠席は適用されません。また、議員が刑事事件の被疑者又は被告人として逮捕、勾留その他身体を拘束される処分を受けた場合は議員報酬等の支給を停止し、有罪の判決となった場合は支給されないことを規定します。いずれも詳細な内容については、改めて全員協議会でお示し、確認され次第、条例案を発議するよう考えています。

以上、これまでの議長の諮問事項に対する委員会での確認事項と、協議過程の概要を述べさせていただきました。

議員各位におかれましては、「注目される議会」の実現に向けての本委員会の取組に対しまして、引き続きご理解、ご協力くださるよう改めてお願いし、議会運営委員会委員長中間報告（諮問事項関係）といたします。